

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表  
（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>600DEFGHIJK</u>	8 電気通信番号規則第10条第1項第1号に規定する電気通信番号	<u>60CDEFGHIJK</u>
9・10（略）	（略）	9・10（略）	（略）
注1・2（略）		注1・2（略）	

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。